

電池を処分するときは ご注意ください

市民協働部生活環境課(庁舎1階)
担当:田中宏樹 ☎43-0503

様々な電子機器に使用され、生活に欠かせないものとなっている電池。電池には、乾電池はもちろん、ボタン電池や充電式電池などがあり、それぞれ処分の方法も異なります。

①乾電池

乾電池は、「資源・不燃ごみ」の回収日に、汚れを落として、ごみステーションの専用容器に直接入れてください。

②ボタン電池

ボタン電池には、水銀が含まれるものがあるため、ごみステーションでは、収集できません。リサイクル協力店に持ち込んでください。

リサイクル協力店の一覧は、一般社団法人電池工業会のホームページでご覧いただけます。



一般社団法人電池工業会
<http://bit.ly/2FZGu1W>

③充電式電池

充電式電池は、外部からの圧力や衝撃で、発火したり、発熱したりすることがあります。そのため、燃えるごみや容器包装プラスチック等と一緒に収集されてしまうと、収集車や処理施設の火災の原因となり、とても危険なので、ごみステーションでは、収集できません。

充電式電池を処分するときは、ビニールテープで端子部分を絶縁のうえ、リサイクル協力店、または生活環境課に持ち込んでください。

リサイクル協力店の一覧は、一般社団法人JBRCのホームページでご覧いただけます。



一般社団法人JBRC
<http://bit.ly/2TvDSB5>

リサイクルマーク

	青色		緑色		橙色
Li-ion		Ni-Cd		Ni-MH	
リチウムイオン電池		ニカド電池		ニッケル水素電池	

充電式電池には、リサイクル協力店等での回収、リサイクルが必要であることを示す「リサイクルマーク」が印字されています。

ねこと楽しく暮らすために

ねこは、その愛くるしい見た目や、自由気ままな仕草から、ペットとしての人気が高い動物です。しかし、ねこの飼育方法が原因で、ご近所トラブルの原因になったり、ねこが病気になってしまったりすることがあります。ねこを飼育中の方や、飼育を検討されている方は、飼育方法について、よく調べ、考えましょう。

①屋内飼育がおすすめです

ねこを屋内で飼育することにより、ねこが交通事故に遭ってしまったり、感染症にかかってしまったりするリスクを低減できます。また、他人の家への侵入や、糞尿害によるご近所トラブルを防ぐことができます。ねこの屋内飼育についての詳細は、環境省のホームページをご覧ください。

環境省ホームページ
<http://bit.ly/2FYJ8VK>



②不妊手術について考えましょう

メスのねこは、生後4~12か月で、オスのねこは、生後7~12か月で繁殖行動ができるようになります。ねこには、発情期が頻繁にあり、一度発情期を迎えると、大きな声で鳴いたり、トイレ以外で排泄したりすることがあり、交尾するまで続きます。

メス、オスともに、ねこを繁殖させる予定について

考え、無いのであれば、不妊手術を受けさせることをおすすめします。

③首輪や名札をつけましょう

万一、脱走し、迷子になってしまったときに備え、飼いねこであると分かるように、首輪をつけたうえで、連絡先などを書いた名札をつけましょう。

野良ねこに餌をあたえないでください

野良ねこに餌をあたえると...

①地域に野良ねこが集まる。
→糞尿害等で地域の生活環境を悪化させる原因になります。また、野良ねこには、飼い主による保護がないため、交通事故に遭ってしまったり、感染症にかかってしまったりする危険性が、飼いねこよりも高まります。

②栄養状態が良くなり、たくさんの子ねこを産む。
→その結果、地域の野良ねこの数が増えるようになります。

市民協働部生活環境課(庁舎1階)
担当:高芝優子 ☎43-0502

知っておこう！本人通知制度

市民協働部市民課(庁舎1階) 担当:澤田哲 ☎43-0390

本人通知制度とは

戸籍法や住民基本台帳法では、戸籍謄本や住民票等の証明書(以下「戸籍謄本等」といいます。)を、左欄の「戸籍謄本等を取ることができる第三者」の①~③に該当する者にも交付できると定められています。しかし、この仕組みを悪用し、不正に戸籍謄本等を取ってしまったうえ、悪用する事件が全国で相次いだため、市では、戸籍謄本等を本人以外の第三者に交付した場合に、「いつ、何を、何枚」交付したかを、郵送で本人に通知する「本人通知制度」を設けました。

戸籍謄本等を取ることができる第三者

- ①委任状を持った本人の代理人
 - ②法律上の要件を満たしている方
- ※本人に対して、お金を支払ったり、請求したりするために、戸籍謄本等の記載事項を確認する必要がある方等をいいます。
- 例 債権者、生命保険会社など
- ③弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

登録について

加東市で登録できる方

次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 加東市に住民登録があること。
 - B 加東市に本籍があること。
- ※A、Bともに過去にあった場合も含まれます。

登録に必要なもの

- ①事前登録申請書
- ※市民課、市ホームページにあります。

②本人であることが確認できる書類

- A 公的機関が発行した顔写真付きのもの
例 運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど
- B 公的機関が発行した顔写真無しのもの
例 年金手帳、介護保険証など

※Aなら1点、Bなら2点必要です。
※代理人が申請される場合は、委任状が必要です。
※本人が未成年者の場合、法定代理人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。

委任状について

委任状は、戸籍や住所に関する証明が必要な場合で、本人が来庁できないために、代理人に交付申請などの手続きを委任するときに提出いただく書類です。

▶ 委任状の記載内容について

委任状には、次の①~③の全てが記載されている必要があります。

- ①本人の住所、名前(自筆)、生年月日
 - ②代理人の住所、名前
 - ③委任する内容
- ※①には、押印(スタンプ印不可)が必要です。
※①~③の全ての記載内容は、本人が記入してください。本人が記入できない場合は、本人、代理人以外の方による代筆でも提出いただけますが、その場合は、代筆者の①住所、②名前、③代筆の理由の記入、および押印(スタンプ印不可)が必要です。
※委任状は、ご自身で作成した任意の様式でも提出いただけますが、市ホームページからも入手いただけます。

市ホームページ <http://bit.ly/2th4sTV>



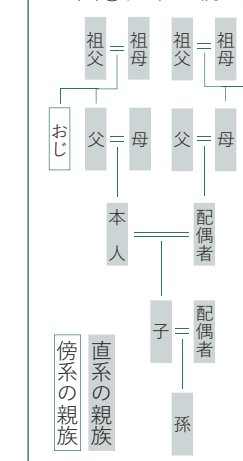
▶ 本人であることが確認できる書類について

代理人が本人に代わって戸籍謄本等の交付を申請されるときに、代理人の本人確認を行います。運転免許証など、本人であることが確認できる書類をご持参ください。

▶ 委任状が不要な場合について

戸籍謄本 直系の親族の方(図①参考)
住民票の写し 同じ世帯に属する方
※住民票の写しについて、同居はしているが、住民票の世帯が別である場合などは、委任状が必要です。
※そのほかの証明書については、市民課に、市民課以外で交付する証明書については、各担当課にお問い合わせください。
※本人が亡くなっている場合など、事情によっては、委任状が不要になる場合もあります。

図①直系の親族



親族は、直系の親族と傍系の親族に分けられます。「直系の親族」とは、父母や祖父母、配偶者の父母、祖父母、子、孫など、世代が本人から見て直線的に連なっている親族をいいます。

一方、おじやおば、姪、甥など、本人から見て、直線的に連なっていない親族は、「傍系の親族」といいます。

市民協働部市民課(庁舎1階) 担当:澤田哲 ☎43-0390